

# 八戸都市計画臨港地区の変更について

(青森県決定)

# 八戸都市計画臨港地区の変更

## ○臨港地区（都市計画法）とは：

港湾を管理運営するために定める地区

〔 港湾施設のほか、工場等港湾を管理運営する上で必要な  
施設が立地する地域 〕

## ○港湾計画（港湾法）とは：

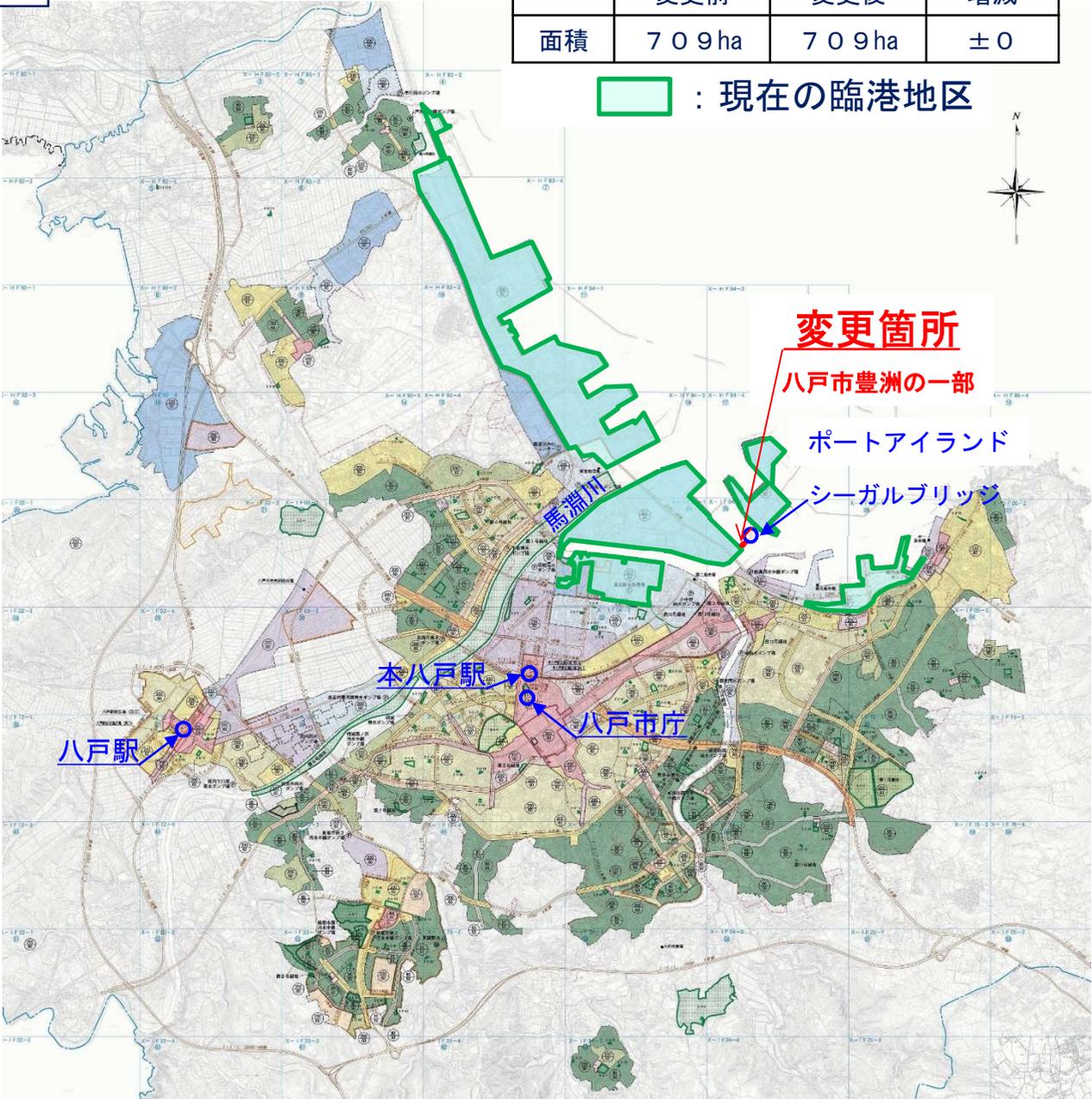
一定の水域と陸域からなる港湾空間において、計画的に  
開発・整備し、また、適正かつ効率的に管理・運営・保  
全するために、港湾管理者が定める基本的な計画

「八戸港港湾計画（平成21年11月改訂）」

# 総括図

	変更前	変更後	増減
面積	709ha	709ha	±0

: 現在の臨港地区



**変更箇所**

八戸市豊洲の一部

ポートアイランド

シーガルブリッジ

馬淵川

本八戸駅

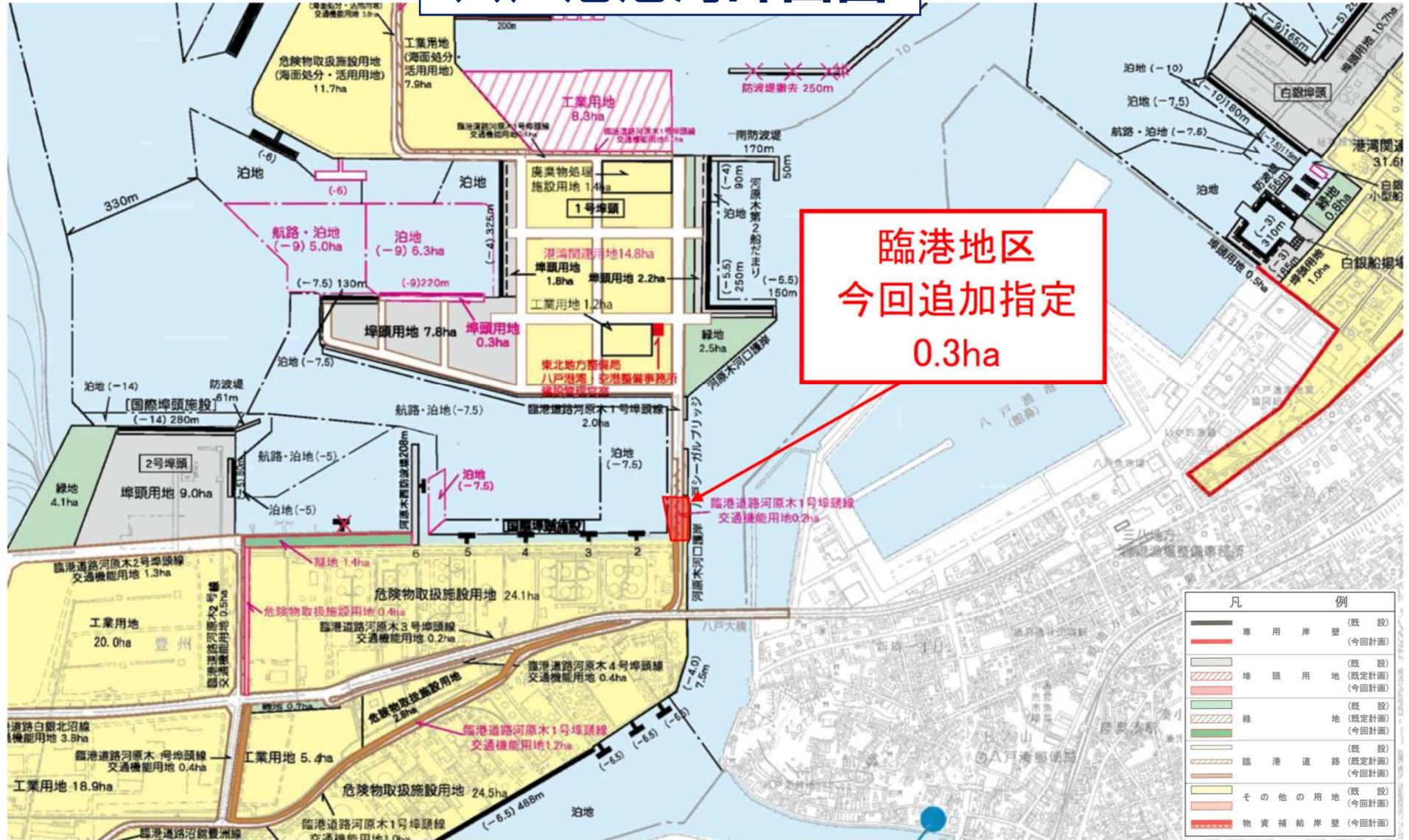
八戸市庁

八戸駅





# 八戸港港湾計画図



臨港地区  
今回追加指定  
0.3ha

凡	例
	専用岸壁 (既設)
	専用岸壁 (今回計画)
	埠頭用地 (既設)
	埠頭用地 (今回計画)
	緑地 (既設)
	緑地 (今回計画)
	臨港道路 (既設)
	臨港道路 (今回計画)
	その他の用地 (既設)
	その他の用地 (今回計画)
	物資補給岸壁 (今回計画)

## 現地イメージ



### ○ 都市計画の変更理由

公有水面の埋立て工事完了に伴い生じた土地について、港湾の管理運営を円滑に行うため、隣接する地区と一体的に臨港地区の指定を行う。

# 今後のスケジュール (八戸都市計画臨港地区の変更)

12月23日 (本日)  
都市計画原案の説明会

12月24日～1月15日  
原案の縦覧

閲覧場所 { 県庁都市計画課  
八戸市都市政策課

※午前8時30分～午後5時 (閉庁日を除く)  
原案に対して、意見を述べたい場合は、1月15日までに申出必要

1月20日  
都市計画原案の公聴会

※1月15日までに申出がない場合は、公聴会自体開催されません  
公聴会等の意見を参考に原案→案を作成

1月28日～2月10日 (予定)  
案の縦覧

閲覧場所 { 県庁都市計画課  
八戸市都市政策課

※案に対し、意見がある場合は、意見書を提出できます  
(意見は審議会で提示されます)

2月下旬 (予定)  
青森県都市計画審議会

## ○原案の縦覧

閲覧場所において、都市計画原案 (今回決定する臨港地区の計画書・図面等) を見ることが可能です。

## ○公聴会

原案に対して、住民の皆様が意見を述べる場です。八戸市在住であれば申出が可能です。公聴会の意見については、後日、回答します。

## ○案の縦覧

閲覧場所において、都市計画案 (今回決定する臨港地区の計画書・図面等) を見ることが可能です。

## ○青森県都市計画審議会

学識経験者等の第三者からなる審議会で、都市計画の案について調査・審議し適切かどうか意見を知事に答申します。

# お問い合わせ先

- 都市計画変更に関すること

(案の縦覧、意見書の提出、公聴会など)

青森県 都市計画課 都市計画・景観グループ

電話:017-734-9681(直通)

- 港湾計画に関すること

青森県 港湾空港課 港政グループ

電話:017-734-9673(直通)